

訪問介護事業所等におけるＥＶ車・ＥＶバイク導入支援事業助成金交付要綱

(制定) 令和 7 年 1 0 月 2 9 日付 7 都環公地温第 4966 号決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、訪問介護事業所等におけるＥＶ車・ＥＶバイク導入支援事業実施要綱（令和 7 年 10 月 9 日付 7 福祉高介第 1027 号。以下「実施要綱」という。）第 5 3 に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の補助を受け事務を執行する訪問介護事業所等におけるＥＶ車・ＥＶバイク導入支援事業（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、業務の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、実施要綱及び次に定めるとおりとする。

- 一 助成対象車両 実施要綱第 3 条 2 及び 12 をいう。
- 二 助成対象給電器 実施要綱第 3 条 5 をいう。
- 三 助成対象設備 実施要綱第 3 条 6 から 11 までをいう。
- 四 助成対象専用充電器 実施要綱第 3 条 13 をいう。
- 五 助成対象車両等 第一号から第四号までをいう。

(助成対象者)

第 3 条 本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次条に定める本助成金の交付対象となる助成対象車両等を導入する実施要綱第 4 1 に掲げる者であって、以下の要件を全て満たすものとする。

- 一 東京都若しくは区市町村の指定・監督を行うサービスを営むもの。なお助成対象となるサービスは別で定める。
- 二 税金の滞納がないもの。
- 三 刑事上の処分を受けていないもの。
- 四 社会通念上適切であるもの。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としな

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- 二 暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(助成対象車両等)

第4条 本助成金の交付対象となる助成対象車両等は、次の号で定めたとおりとする。

一 助成対象車両

実施要綱第4 2 一及び四に掲げる要件及び別表第1に掲げる自動車検査証の記載事項の要件を満たすものとする。ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 別に定める助成金を除き、都の他の同種の助成金の交付を受けるもの。
- (2) 販売促進活動(展示・試乗等)に使用するもの。
- (3) 助成対象者が自動車販売業者であって当該車両販売業者が関係会社から調達したもの。
- (4) 助成対象者の自社製品及び助成対象者が役員として所属する民間事業者等の製品であるもの。

二 助成対象給電器

実施要綱第4 2 二に掲げる要件を満たすものとする。ただし、別に定める助成金を除き、都の他の同種の助成金の交付を受けるものは対象としない。

三 助成対象設備

実施要綱第4 2 三に掲げる要件を満たすものとする。ただし、別に定める助成金を除き、都の他の同種の助成金の交付を受けるものは対象としない。

四 助成対象専用充電器

実施要綱第4 2 五に掲げる要件を満たすものとする。ただし、別に定める助成金を除き、都の他の同種の助成金の交付を受けるものは対象としない。

(助成対象経費)

第5条 本助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、次の各号に掲げる助成対象車両等に応じ、それぞれ当該各号に定める経費とする。

- 一 助成対象車両にあつては、実施要綱第4 3 一及び四に定める経費であつて、公社が必要かつ適切と認めたものとする。ただし、助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあつては、助成対象経費から当該補助金の額を控除した額を上限とする。
- 二 助成対象給電器にあつては、実施要綱第4 3 二に定める経費であつて、公社が必要かつ適切と認めたものとする。ただし、助成対象者が外部給電器を製造した場合にあつては、助成対象者の利益等を排除した経費を助成対象経費とする。
- 三 助成対象設備にあつては、実施要綱第4 3 三に定めるそれぞれの経費であつて、公社が必要かつ適切と認めたものとする。ただし、助成対象者の自社製品の調達分又は助成対象者に関係する者からの調達分がある場合は、本助成金交付の目的に鑑み、利益等排除を行った経費を助成対象経費とするものとする。
- 四 助成対象専用充電器にあつては、実施要綱第4 3 五に定める経費であつて、公社が必要かつ適切と認めたものとする。ただし、助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあつては、助成対象経費から当該補助金の額を控除した額を上限とする。

(本助成金の額)

第6条 本助成金の交付額は、実施要綱第4-4に定める金額とする。ただし、助成金の累計額は1事業所250万円(実施要綱における助成基準額500万円の2分の1)を上限とし、都の予算の範囲内において交付するものとする。

- 2 交付額の算出については令和7年4月1日以降に公社が実施する助成対象車両等に係る助成事業(以下「該当事業」という。)に照会をかけた上で算出を行う。

(本助成金の交付申請)

第7条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成金交付申請書(第1号様式その1、その2)及びその他の別表第2に掲げる書類を公社に提出するものとする。

- 2 前項の規定による申請は、先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が本事業に係る公社の基金の範囲を超えた日(以下「予算超過日」という。)をもって、申請の受理を停止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の基金を超えない範囲で受理するものを決定する。
- 4 第1項の規定による交付申請を行った後、公社が第8条第1項に基づく書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により申請者に対し申請内容の不備等による是正を求めた場合、申請者は30日以内(天災地変等申請者の責に帰すことのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間)に申請内容の不備等を是正するものとする。
- 5 助成対象者は、第1項の規定による交付申請に係る手続の代行を、助成対象車両等を販売する者等に対して依頼することができる。
- 6 前項の規定による依頼を受け交付申請に係る手続を代行する者(以下「手続代行者」という。)は、依頼された手続について誠意をもって実施するものとする。
- 7 公社は、必要に応じて、手続代行者が行う手続について調査を実施し、手続代行者がこの要綱の規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができるものとする。
- 8 第1項における書類の提出は、公社が別に定める期間(天災地変等申請者の責に帰すことのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間)に行うものとする。なお、当該書類の提出は、該当事業において額確定通知書(該当事業の助成額が確定し、通知された書類をいう。以下同じ。)を受領した日から60日を経過する日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までとする。ただし、公社が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- 9 前項にも係わらず、本事業の申請受付開始日より前に該当事業の額確定通知書を既に受領している場合は、本事業の受付開始日から60日を経過する日までに書類提出を行うこと。ただし、公社が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(本助成金の交付決定及び助成額の確定)

第8条 公社は、前条第1項の規定により本助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請の内容

についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行い、交付する場合にあっては交付すべき本助成金の交付額の確定を行う。なお、第7条第4項に基づく申請内容の不備等の是正が、申請者によって30日以内に行われない場合、不交付の決定を行うことができるものとする。

- 2 公社は、前条第1項の申請をした助成対象者に対し、第1項の決定において、本助成金を交付する場合にあっては助成金交付決定通知書（第3号様式）により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書（第4号様式）によりそれぞれ通知するものとする。
- 3 公社は、第1項の規定により本助成金の額を確定したときは、速やかに前項の規定により本助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者（以下「被交付者」という。）に対し本助成金を支払うものとする。

（交付の条件）

第9条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、被交付者に対し、交付の条件として、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- 一 本要綱並びに本助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象事業に要する経費に関し、前条第3項の規定により本助成金の交付決定の通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。）により取得した財産（以下「取得財産」という。）を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- 二 公社が第12条第1項の規定により本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。
- 三 公社が第13条第1項の規定により本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第14条第2項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第15条第2項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- 四 公社が利用状況に関するデータを求め、又は助成事業の適正な執行に必要な範囲において調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じること。なお、当該調査の結果は都へ提供を行う。

（申請の撤回）

第10条 被交付者は、第8条第1項による本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、同条第3項の本助成金の交付決定の通知を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第5号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。

- 2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、その内容を都に報告するものとする。

（債権譲渡の禁止）

第11条 被交付者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではない。

- 2 公社は、前項ただし書の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 公社は、被交付者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第1項の規定に基づく本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
 - 二 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
 - 三 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
 - 四 交付決定をうけた者が、第3条第2項に規定する暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - 五 その他本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- 2 公社は、前項の決定に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
 - 3 公社は、第1項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該被交付者に通知するものとする。
 - 4 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、第1項及び第3項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(不正手続き等に対する措置)

第13条 公社は、助成対象者又は手続代行者（以下本条において「助成対象者等」という。）

が、偽りその他不正の手段によりこの要綱に規定する手続きを行い、又はこの要綱その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該助成対象者等に対し、次の措置を講じることができる。

- 一 第8条の規定による本助成金の不交付の決定、前条の規定による交付決定の取消し、次条の規定による本助成金の返還請求及び第15条の規定による違約加算金の請求
 - 二 公社が都の補助金の交付を受けて行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、当該事業における助成の対象外とすること。
 - 三 氏名又は名称及び不正内容を公表すること。
- 2 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、第1項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(本助成金の返還)

第14条 公社は、被交付者に対し、第12条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該被交付者に対し、期限を付して当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 被交付者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。
- 3 被交付者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第6号様式）を提出しなければならない。
- 4 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金及び第16条第1項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。

- 5 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、第1項から第3項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(違約加算金)

第15条 公社は、第12条第1項の規定による取消しを行った場合において、被交付者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該被交付者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて得た違約加算金を請求するものとする。

- 2 被交付者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(延滞金)

第16条 公社は、被交付者に対し、第14条第1項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、当該被交付者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該被交付者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて得た延滞金を請求するものとする。

- 2 被交付者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する

(他の助成金等の一時停止等)

第17条 公社は、被交付者に対し、本助成金の返還を請求し、被交付者が当該本助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

- 2 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(処分の制限)

第18条 被交付者は、取得財産（助成事業により取得し、又は効用を増加した財産。以下同じ。）を処分（本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供すること。以下同じ。）若しくは移転（都外への住所変更及び自動車検査証上の使用の本拠の位置の都外への変更、標識交付証明書又は軽自動車届出済証の記載事項における主たる定置場の都外への変更をいう。以下同じ。）し、又は本事業の申請で提出した助成対象車両等に係る助成額が確定した事業で処分若しくは移転となった場合は、あらかじめ公社の承認を得なければならない。ただし、別

表第5に掲げる処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

- 2 被交付者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産等処分承認申請書（第7号様式）を公社に提出しなければならない。
- 3 公社は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに第1項の承認をすること又はしないことを決定するものとし、当該決定の内容を、前項の規定による申請をした被交付者に対し、速やかに通知するものとする。
- 4 公社は、前項の決定において、第1項の承認を行う場合にあっては、前項の規定による通知を、取得財産等処分承認書（第8号様式）により、行うものとする。
- 5 公社は、公社が必要と認める場合は、被交付者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成26年4月1日付26都環公総地第6号）第3 2に定める方法により算出した返還額（以下「返還金」という。）を請求するものとする。
- 6 被交付者は、前項の規定による返還金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 7 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前6項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（助成事業の経理）

第19条 被交付者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

- 2 被交付者は、前項の書類について、第8条第1項の規定により公社が本助成金の交付決定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から別表第5に掲げる処分制限期間を超過するまでの期間保存しておかなければならない。

（調査等）

第20条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、被交付者に対し、本事業に関する報告を求め、被交付者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

- 2 被交付者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、第1項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（個人情報等の取扱い）

第21条 公社は、本事業の実施に関して知り得た申請者に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供することができる。

- 2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た申請者の個人情報等については、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 22 条 次の各号に掲げる本事業に係る手続については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- 一 第 7 条第 1 項並びに第 5 項の規定に基づく本助成金の交付申請
- 二 第 18 条第 2 項の規定に基づく取得財産等の処分承認申請

(その他必要な事項)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、公社が別に定める。

附 則 (令和 7 年 1 0 月 2 9 日付 7 都環公地温第 4966 号)

この要綱は、令和 7 年 1 0 月 3 1 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表第1 (第4条関係)

自動車検査証の記載事項、標識交付証明書又は軽自動車届出済証の記載事項	通常の購入の場合	リース契約の場合	割賦販売(※)で購入する場合	民間事業者等の役員又は従業員が、申請車両の管理責任者として「自動車保管場所証明書」を取得している場合
所有者の氏名又は名称	助成対象者と同一名義	リース事業者	自動車販売業者又はローン会社等	助成対象者と同一名義 (割賦販売で購入する場合は、自動車販売業者又はローン会社等)
使用者の氏名又は名称	助成対象者と同一名義	リース使用者	助成対象者と同一名義	民間事業者等の役員又は従業員の名義
使用者の住所	助成対象者の住所若しくは事業所の住所であること。			
使用の本拠の位置又は主たる定置場	都内でかつ助成対象者の住所若しくは事業所の住所であること。			

※割賦販売：売主が、買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の割賦の方法により分割して販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行されるときまで所有権が売主に留保されることを条件に販売すること。

別表第2 申請書類（第7条関係）

1	助成金交付に係る申請書（第1号様式）
2	助成対象者の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書） ※申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限る。 ※法務局の印及び発行日のあるものに限る。
3	法人都民税・法人事業税納税証明書 ※登記事項証明書に東京都内の事業所の記載がない場合のみ必要。 ※申請日時点で、発行日及び届出日から3か月以内のものに限る。
4	助成対象車両等購入車両の導入代金に係る請求書又は注文書 【助成対象車両】 ※購入又はリース契約等を締結した電気自動車又は、プラグインハイブリッド車又は電動バイクの をいう。 以下この表において同じ。 ※車両本体価格（税抜）及び車名・グレードが確認できるもの。 ※リース契約を締結している場合は、リース契約書を合わせて提出すること。 ※メーカーオプションで外部給電機能を装着した場合は、書類にその旨の記載があること。 【助成対象給電器】 ※※購入又はリース契約等を締結した外部給電器。 ※機器本体価格の記載があるものに限る。・・・。 ※リース契約を締結している場合は、リース契約書を合わせて提出すること。 【助成対象設備】 ※購入又はリース契約等を締結した充電設備等の型式及び本体価格（税抜）並びに設置工事費（税 抜）が確認できるもの。 ※リース契約を締結している場合は、リース契約書を合わせて提出すること。 【助成対象専用充電器】 ※助成対象専用充電器の購入に係る契約書、請求書又は注文書 ※リース契約を締結している場合は、リース契約書を合わせて提出すること。 ※機器本体価格の記載があるものに限る。
5	購入車両の自動車検査証記録事項 ※助成対象車両を購入した場合のみ。A4サイズのもの。
6	購入電動バイクの標識交付証明書 ※助成対象電動バイクを購入した場合のみ。 ※標識交付証明書が発行されない場合は、軽自動車税申告書控え又は標識届出証明等、自動車検査 証又は軽自動車届出済証
7	令和7年4月1日以降に公社が実施する本事業に申請した助成対象車両等に係る助成額が確定した 通知書 ※本事業の申請者名と通知書の額確定者名が一致していること。 ※助成対象設備でリースの場合、申請者名と貸与先名が一致していること。
8	その他公社が必要と認める書類

別表第2 電気自動車等の処分制限期間（第18条関係）

区分		処分 制限期間
自家用車両※1		4年
電動バイク		3年
運送事業用及び貸自動車業用車両※2		下記に定める通り
乗用車	総排気量2ℓ超のもの。総排気量がないものは道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの	4年
	総排気量0.66ℓ超2ℓ以下のもの。総排気量がないものは道路運送車両法上の自動車の種別が小型自動車のもの	3年
貨物車	道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン超のもの	4年
	道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン以下のもの	3年
軽自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの。	3年

上表に該当しない車両の場合は、個別に判断する。

※1 自家用車両とは、いわゆる白ナンバー車両。軽自動車の場合は黄色ナンバー車両。

※2 貸自動車業用車両とは、いわゆるレンタカー用車両。リース用車両ではない。

（外部給電器の処分制限期間）

区分	処分制限期間
外部給電器	3年

（助成対象設備の処分制限期間）

区分	処分制限期間
充電設備等（付帯設備含む。）	5年